



改正フロン法

に関するお知らせ

フロン類の確実な回収や処理を目的にしている「フロン回収・破壊法」が改正され、フロン類に係るすべての主体に対して取組を促していく「**フロン法**」として27年4月に施行されることとなりました。これより、業務用の冷凍冷蔵機器や空調機器を所有（管理）している方は、『**四半期に一度の簡易定期点検**』などに取り組むことが義務付けられました。

○ 法改正の目的

高い温室効果を持つフロン類（HFC等）の機器使用時の排出（漏えい）が、10年後には現在の2倍以上となる見通しです。

このような状況を改善していくため、フロン類の製造から廃棄までのライフサイクル全体を見据えた包括的な対策を講じることとなりました。

○ 法改正で誰が対象になるの？

家庭用エアコンを除く①業務用空調機②業務用の冷蔵機器及び冷凍機器を所有している方が対象です。

当該製品の所有権の有無もしくは管理権限の有無によって判断されます。

所有及び管理の形態（例）	「 管理者 」となる者
自己所有/自己管理製品	当該製品の所有権を有する者
自己所有でないリース/レンタル製品	当該製品のリース/レンタル契約で管理責任を有する者
自己所有でないビル・建物付帯設備	当該製品を所有・管理する者（建物のオーナー）

○ **お客様**が取り組むべき事項は？

管理している第一種特定製品（機器）の規模によって、次のように「**機器の定期点検**」

「**点検の記録・記録の保存**」等が順守事項となります。

	機器の点検	点検の記録	記録の保存	漏えい量の報告
全ての機器の 管理者	簡易定期点検	○	○ (機器を廃棄するまで記録も保存)	○ (1事業者 1,000t-CO2以上漏えいの場合)

○ 点検ってどんな内容？

点検種別	対象機器と規模	点検方法	点検頻度
簡易定期点検	全ての機器	目視確認等 ・ 製品からの異音 ・ 製品外観の損傷、腐食、錆び、油にじみ ・ 熱交換器の霜付き 等	四半期ごと (季節ごとの運転切り替えなどを考慮した点検)

○ 点検の記録と保存

点検の記録は、該当する機器ごとに必要となります。

[記録事項]

- ✓ 点検を行った機器の設置場所及び当該機器を特定するための情報
- ✓ フロン類の初期充填量
- ✓ 点検・故障時に係る修理の日時及び内容・結果

[記録の保存期間]

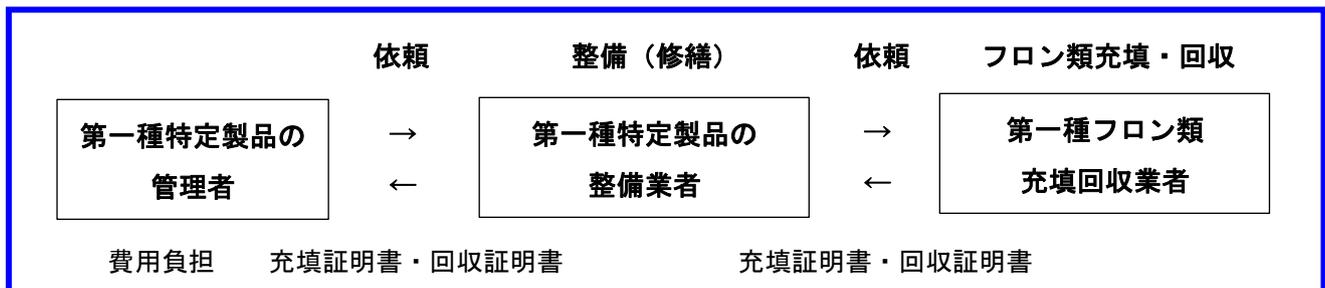
当該機器の廃棄まで保存

○ フロン類の漏えいが確認されたら（機器の整備）

管理者は、可能な限り速やかに漏えい個所を特定し、修繕を行います（注1）。

フロン類の充填や回収は、県知事の登録を受けている「第一種フロン類充填回収業者」が行います。修繕終了を確認する際、フロン類の「回収証明書」や「充填証明書」を受け取り、保管するようにしてください。

【整備の流れの例】



注1 漏えい個所の修繕が完了しない状況での充填は禁止されています。